

令和4年度 契約内容の変更

事業の名称		東金市東上宿1 1番地先舗装本復旧工事<横6号幹線>	
事業の場所		東金市東上宿1 1番地先~東岩崎2 4番地先	
請負業者名		石井建設㈱	
契約 の 内 容	区 分	当初	変更(第1回)
	契約日	令和4年10月13日	令和5年2月17日
	契約金額	27,170,000円	35,671,900円
	事業概要	<p>本工事は、令和3年度に施工した東金市東上宿地先の配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事である。</p> <p>ア 舗装本復旧工事 A=2,536㎡                      (ア) 車道 t=10cm A=1,273㎡                      (イ) 車道 t= 5cm A= 318㎡                      (ウ) 歩道 A= 945㎡</p>	<p>本工事は、令和3年度に施工した東金市東上宿地先の配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事である。</p> <p>ア 舗装本復旧工事 A=2,582㎡                      (ア) 車道 t=10cm A=1,241㎡                      (イ) 車道 t= 5cm A= 319㎡                      (ウ) 歩道 A= 1,022㎡</p>
	契約期間	令和4年10月14日 ~ 令和5年2月20日	令和4年10月14日 ~ 令和5年7月20日
	変更理由		<p>当初設計では、インターロッキングブロック歩道部の材料を一般的なコンクリートブロック製で予定していたが、復旧材料について道路管理者との協議を行った結果、現状の使用材料(擬石)で復旧することになったことにより、復旧材料を変更する必要があると判断し、建設工事請負契約約款第20条(条件変更等)第1項第4号の規定により、材料及び廃材の処分先の変更を行い、請負代金額を増額し、また道路管理者との協議や材料調達に期間を要することから、併せて工期末を延長するものである。</p>